

北海道医療大学オープンアクセスポリシー

令和6年3月19日
制定

北海道医療大学（以下「本学」という。）は、本学が創出する研究成果（以下「成果」という。）を、学内外の区別なく公に提供することで、学問の進歩に貢献し、これらの成果を社会に還元し、地域社会及び国際社会の持続可能な成長に寄与することを目的として、オープンアクセスに関する基本方針を以下のように定める。

（成果の公開）

1. 本学は、所属する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された成果を、北海道医療大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、成果の著作権は、本学には移転しない。

（公開の例外）

2. 教員より、著作権などの理由によりリポジトリでの公開が不適當である旨の通告があった場合、本学は該当する成果の公開を行わない。

（遡及適用の排除）

3. 本ポリシーの実施前に公表された成果や、本ポリシー施行前に本ポリシーに反する契約を結んだ成果には、本ポリシーは適用しない。

（リポジトリ登録）

4. 教員は、成果に関して、可能な限り迅速にリポジトリへの登録が許可される著者最終稿などの適切なバージョンを本学に提出する。リポジトリの登録および公開を含むリポジトリに関わる事項は、「北海道医療大学学術リポジトリ運用指針」に従って処理する。

（その他）

5. 本ポリシーで規定されていないオープンアクセスに関連する必要な事項は、関係者の協議により決定する。